

資料 2

2. 令和 6 年度法指定踏切道について



令和 7 年 1 月 15 日
道路局路政課
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改良すべき踏切道を新たに 117 箇所指定しました ～踏切事故の防止及び交通の円滑化を目指して～

国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 117 箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、踏切事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、改良すべき踏切道として、新たに全国 117 箇所（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。
(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

<問合せ先>

道路局路政課 課長補佐 上村

TEL（代表）03-5253-8111（内線 37342）、（直通）03-5253-8479

鉄道局施設課 課長補佐 岡本

TEL（代表）03-5253-8111（内線 40852）、（直通）03-5253-8554

都市局街路交通施設課 課長補佐 本山

TEL（代表）03-5253-8111（内線 32852）、（直通）03-5253-8417



踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

別紙

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
1	南20号線	北海道恵庭市	北海道旅客鉄道(株)	千歳線	恵庭市	市道	南20号島松線	第二条第10号	-	-
2	平内2	茨城県常総市	関東鉄道(株)	常総線	常総市	市道	東666号線	第二条第6号	-	-
3	新開	茨城県守谷市	関東鉄道(株)	常総線	守谷市	市道	3006線	第二条第6号	-	-
4	山名	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	1556号線	第二条第6号	-	-
5	天水	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-4003号線	第二条第6号	-	-
6	馬庭東	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-4123号線	第二条第6号	-	-
7	吉井川	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-5179号線	第二条第6号	-	-
8	宮原一丁目	埼玉県さいたま市北区	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	さいたま市	市道	30274号線	第二条第12号	-	-
9	羽生街道	埼玉県鴻巣市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	埼玉県	県道	鴻巣川島線	第二条第1号	-	-
10	鎌ヶ谷大仏2号	千葉県船橋市	新京成電鉄(株)	新京成線	船橋市	市道	00-008号線	第二条第10号	-	-
11	前原4号	千葉県船橋市	新京成電鉄(株)	新京成線	船橋市	市道	42-065号線	第二条第7号	-	-
12	上石神井第7号	東京都練馬区	西武鉄道(株)	新宿線	練馬区	区道	43号線	第二条第10号	-	-
13	上石神井第8号	東京都練馬区	西武鉄道(株)	新宿線	練馬区	区道	44号線	第二条第10号	-	-
14	八坂第3号	東京都東村山市	西武鉄道(株)	多摩湖線	東村山市	市道	第79号線1	第二条第10号	-	-
15	保谷第9号	東京都西東京市	西武鉄道(株)	池袋線	西東京市	市道	1110号線	第二条第10号	-	-
16	国分寺第1号	東京都国分寺市	西武鉄道(株)	国分寺線	国分寺市	市道	幹7号線	第二条第12号	-	-
17	緑が丘1号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-A002号線	第二条第10号	-	-
18	自由が丘2号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C166号線	第二条第12号	-	-
19	永福町3号	東京都杉並区	京王電鉄(株)	井の頭線	杉並区	区道	637号線	第二条第10号	-	-
20	西永福3号	東京都杉並区	京王電鉄(株)	井の頭線	杉並区	区道	665号線	第二条第10号	-	-
21	明大前2号	東京都杉並区	京王電鉄(株)	井の頭線	杉並区	区道	587号線	第二条第10号	-	-
22	滝の院	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第8号線5	第二条第12号	-	-
23	坂下第一	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第9号線	第二条第12号	-	-
24	坂下第二	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第10号線	第二条第12号	-	-
25	昇松	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第11号線	第二条第12号	-	-
26	国立市役所前	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第12号線	第二条第12号	-	-
27	鎌倉(客貨)	神奈川県鎌倉市	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	神奈川県	県道	小袋谷藤沢	第二条第12号	-	-
28	鎌倉(電車区)	神奈川県鎌倉市	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	神奈川県	県道	小袋谷藤沢	第二条第12号	-	-
29	第三鎌倉道	神奈川県鎌倉市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	神奈川県	県道	横浜鎌倉	第二条第12号	-	-
30	第二鎌倉道	神奈川県鎌倉市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	神奈川県	県道	横浜鎌倉	第二条第12号	-	-
31	名越	神奈川県鎌倉市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	神奈川県	県道	鎌倉葉山	第二条第12号	-	-
32	池田	神奈川県逗子市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	神奈川県	県道	金沢逗子	第二条第12号	-	-
33	用田	神奈川県高座郡寒川町	東日本旅客鉄道(株)	相模線	神奈川県	県道	丸子中山茅ヶ崎	第二条第12号	-	-
34	海老名 相模国分4号	神奈川県海老名市	東日本旅客鉄道(株) 相模鉄道(株)	相模線 厚木線	神奈川県	県道	横浜厚木	第二条第12号	-	-
35	相武台前6号	神奈川県座間市	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	藤沢座間厚木	第二条第12号	-	-
36	伊勢原15号	神奈川県秦野市	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	上粕屋南金目	第二条第12号	-	-
37	秦野15号	神奈川県秦野市	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	秦野大井	第二条第12号	-	-
38	渋沢12号	神奈川県足柄上郡松田町	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	松田国府津	第二条第12号	-	-
39	大和1号	神奈川県大和市	小田急電鉄(株)	江ノ島線	神奈川県	県道	横浜厚木	第二条第12号	-	-
40	神武寺第3	神奈川県逗子市	京浜急行電鉄(株)	逗子線	神奈川県	県道	横須賀逗子	第二条第12号	-	-
41	さがみ野2号	神奈川県座間市	相模鉄道(株)	相鉄本線	神奈川県	県道	藤沢座間厚木	第二条第12号	-	-
42	極楽寺4号	神奈川県鎌倉市	江ノ島電鉄(株)	江ノ島電鉄線	神奈川県	県道	藤沢鎌倉	第二条第12号	-	-
43	和田塚4号	神奈川県鎌倉市	江ノ島電鉄(株)	江ノ島電鉄線	神奈川県	県道	鎌倉葉山	第二条第12号	-	-
44	強羅	神奈川県足柄下郡箱根町	(株)小田急箱根	鉄道線	神奈川県	県道	関本小涌谷	第二条第12号	-	-
45	五百羅漢	神奈川県小田原市	伊豆箱根鉄道(株)	大雄山線	神奈川県	県道	小田原山北	第二条第12号	-	-
46	穴部	神奈川県小田原市	伊豆箱根鉄道(株)	大雄山線	神奈川県	県道	小田原山北	第二条第12号	-	-
47	沼田第2	神奈川県南足柄市	伊豆箱根鉄道(株)	大雄山線	神奈川県	県道	沼田国府津	第二条第12号	-	-
48	岡本	神奈川県南足柄市	伊豆箱根鉄道(株)	大雄山線	神奈川県	県道	栢山停車場塚原	第二条第12号	-	-
49	秦野4号	神奈川県秦野市	小田急電鉄(株)	小田原線	秦野市	市道	71号線	第二条第12号	-	-
50	足柄2号	神奈川県小田原市	小田急電鉄(株)	小田原線	小田原市	市道	0031	第二条第12号	-	-
51	大田原	長野県千曲市	東日本旅客鉄道(株)	篠ノ井線	長野県	県道	小峰稲荷山線	第二条第12号	-	-
52	押切第二	新潟県長岡市	東日本旅客鉄道(株)	信越線	新潟県	県道	七軒町見附線	第二条第12号	-	-
53	第一東新庄	富山県富山市	富山地方鉄道(株)	本線	富山市	市道	新庄10号線	第二条第8号	-	-
54	太田	富山県富山市	富山地方鉄道(株)	上滝線	富山市	市道	開発中屋線	第二条第8号	-	-
55	中田	富山県黒部市	富山地方鉄道(株)	本線	黒部市	市道	下立16号線	第二条第6号	-	-
56	井波街道	富山県南砺市	西日本旅客鉄道(株)	城端線	南砺市	市道	角田町荒木線	第二条第5号	-	-
57	柏野	石川県白山市	IRいしかわ鉄道(株)	IRいしかわ鉄道線	石川県	県道	松本木津線	第二条第12号	-	-
58	大垣第2号	岐阜県大垣市	(一社)養老線管理機構	養老線	大垣市	市道	神田室村1号線	第二条第12号	-	-
59	積志13号	静岡県浜松市中央区	遠州鉄道(株)	鉄道線	浜松市	県道	浜松環状線	第二条第12号	-	-
60	気子島	静岡県磐田市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	磐田市	市道	宮之一色気子島幹線	第二条第12号	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
61	国府宮6号	愛知県稲沢市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	稲沢市	市道	市道00-230号線	第二条第7号	-	-
62	森上2号	愛知県稲沢市	名古屋鉄道(株)	尾西線	愛知県	県道	名古屋祖父江線	第二条第12号	-	-
63	新木曾川1号	愛知県一宮市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	愛知県	県道	江南木曾川線	第二条第8号	-	-
64	津新町第7号公園前	三重県津市	近畿日本鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)	名古屋線 紀勢線	津市	市道	栄町広明町第1号線	第二条第10号	-	-
65	黒野第四	三重県松阪市	東海旅客鉄道(株)	名松線	松阪市	市道	東黒野北6号線	第二条第12号	-	-
66	近町	福井県福井市	(株)ハピラインふくい	ハピラインふくい線	福井市	市道	中央2-413号線	第二条第12号	-	-
67	膳所駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹1044号線	第二条第10号	第二条第12号	-
68	橋本	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	中ノ町1号線	第二条第10号	-	-
69	京町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	大津淀線	第二条第10号	-	-
70	藤森上手	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯74号線	第二条第10号	-	-
71	町通	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯50号線	第二条第10号	-	-
72	綿森	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯46号線	第二条第10号	-	-
73	伏見稲荷	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	稲荷停車場線	第二条第10号	-	-
74	上横縄	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯16号線	第二条第10号	-	-
75	二ノ橋	京都府京都市東山区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	四ノ宮四ツ塚線	第二条第10号	-	-
76	十二丁目	京都府京都市東山区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	一橋緯16号線	第二条第10号	-	-
77	西端	京都府京都市東山区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	一橋緯18号線	第二条第10号	-	-
78	松尾神社	京都府京都市西京区	阪急電鉄(株)	嵐山線	京都市	府道	宇多野嵐山山田線	第二条第10号	-	-
79	寺田第2号	京都府城陽市	近畿日本鉄道(株)	京都線	城陽市	市道	224号線	第二条第8号	-	-
80	鳥居前	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯32号線	第二条第10号	-	-
81	松原第4号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	恵我之荘6号線	第二条第10号	-	-
82	山本第2号	大阪府八尾市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	八尾市	市道	山本第92号線	第二条第10号	-	-
83	石津2号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜寺石津中浜寺石津東3号線	第二条第6号	-	-
84	前川	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	渚上島線	第二条第10号	-	-
85	牧野	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	大阪府	府道	枚方高槻線	第二条第10号	-	-
86	鶴原3号	大阪府泉佐野市	南海電気鉄道(株)	南海本線	泉佐野市	市道	鶴原下瓦屋線	第二条第10号	-	-
87	箱作2号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	阪南市	市道	下荘55号線	第二条第10号	-	-
88	門戸道	兵庫県西宮市	阪急電鉄(株)	今津線	西宮市	市道	甲第30号線	第二条第10号	-	-
89	田原第三	兵庫県加西市	北条鉄道(株)	北条線	加西市	市道	中野田原線	第二条第12号	-	-
90	新伊丹	兵庫県伊丹市	阪急電鉄(株)	伊丹線	伊丹市	市道	美鈴町南本町線	第二条第10号	-	-
91	東富松	兵庫県尼崎市	阪急電鉄(株)	神戸線	尼崎市	市道	辰巳台水引線	第二条第10号	-	-
92	中山街道	兵庫県尼崎市	阪急電鉄(株)	神戸線	尼崎市	市道	西街道西富松第1号	第二条第10号	-	-
93	高の原第3号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	京都線	奈良市	市道	中部第51号線	第二条第10号	-	-
94	平城第5号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	京都線	奈良市	市道	中部第693号線	第二条第10号	-	-
95	菖蒲池第2号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	奈良線	奈良市	市道	中部第682号線	第二条第10号	-	-
96	菖蒲池第4号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	奈良線	奈良市	市道	中部第689号線	第二条第10号	-	-
97	菖蒲池第8号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	奈良線	奈良市	市道	中部第695号線	第二条第10号	-	-
98	西ノ京第1号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	奈良市	市道	中部第338号線	第二条第10号	-	-
99	築山第6号	奈良県大和高田市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	大和高田市	市道	高69号線	第二条第10号	-	-
100	中松江2号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江38号線	第二条第10号	-	-
101	中松江3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	中松江榎原線	第二条第10号	-	-
102	中松江4号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江42号線	第二条第10号	-	-
103	中松江6号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江45号線	第二条第10号	-	-
104	中松江7号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江46号線	第二条第10号	-	-
105	柳2	広島県三原市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	三原市	市道	木原7号線	第二条第12号	-	-
106	八王子	山口県宇部市	西日本旅客鉄道(株)	宇部線	宇部市	市道	恩田八王子線	第二条第4号	-	-
107	前田第1	徳島県小松島市	四国旅客鉄道(株)	牟岐線	小松島市	市道	(2)中村中央線	第二条第10号	-	-
108	山下	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	高德線	高松市	市道	(他)松之内下所線	第二条第10号	-	-
109	下村上所	香川県仲多度郡まんのう町	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	まんのう町	町道	(他)大橋天皇線	第二条第6号	-	-
110	梅の木	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	四国中央市	市道	朝日栄通り線	第二条第10号	-	-
111	多々良	愛媛県今治市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	今治市	市道	樋口多々良線	第二条第10号	-	-
112	宮西町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	松山市	市道	味酒65号線	第二条第12号	-	-
113	篠原東1	高知県南国市	とさでん交通(株)	後免線(軌)	南国市	市道	篠原1号線	第二条第6号	第二条第12号	-
114	峯	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	緑ヶ丘・五楽線	第二条第11号	-	-
115	井田	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	糸島市	市道	溝添宮園線	第二条第11号	-	-
116	小姓小路	長崎県大村市	九州旅客鉄道(株)	大村線	大村市	市道	日向平線	第二条第12号	-	-
117	樋之口	熊本県宇城市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	宇城市	市道	樋ノ口島線	第二条第12号	-	-

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
 - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの